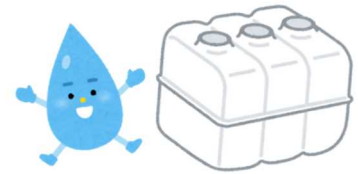


合併浄化槽の設置に係るスケジュールについて

(申請者様・施工業者様向け)



★ 浄化槽補助金を受けられる条件

- ・市税を滞納していない方
 - ・下水道事業計画区域外に合併浄化槽を設置する方
 - ・補助金の交付決定通知を受けてから着工し、**工事完了後30日以内もしくは当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出**できる方。
 - ・自己の居住用の住宅に設置する方。
- ※ 設置予定場所が下水道事業計画区域に含まれるかどうかは、市役所の生活環境課または都市整備課にてご確認ください。
- ※ 併用住宅も申請可能です(店舗部分が延床面積の半分より小さいものに限る)。
- ※ 申請者住所と設置場所が異なる場合(転入予定など)でも申請可能ですが、実績報告書提出時に住民票を添付するため、それまでに住所を移す必要があります。
- ※ 工事の種類、現在の住まいの排水処理施設の状況などによって、受けられる補助金の額が異なります。あらかじめご確認ください。

★ 浄化槽の選び方

浄化槽の処理性能は、JIS規格により「人槽」(処理対象人員)で表されます。

設置する浄化槽を選ぶにあたっては、延床面積と実際に使用する人数(現在の居住人数に将来の増員予定を加味)をもとに算定します。

要件	人槽
延床面積が165㎡以下	5人槽
延床面積が165㎡を上回る	7人槽
2世帯住宅で風呂・台所が2つある	10人槽

《例》

- ・延床面積は165㎡を上回る(=7人槽)が、実使用人員が2~3人で、将来にわたって増員予定が無い。→ 5人槽とする。
- ・延床面積は165㎡以下(=5人槽)で、実使用人員も2~3人だが、将来に増員予定がある(子供夫婦が転入予定など)→ 7人槽とする。

- ※ 詳しくは、施工業者(浄化槽設備士の資格を有する者)にご相談ください。
- ※ 補助金の交付決定通知後は、浄化槽の人槽を変更することは出来ません。(変更する場合は、申請からやり直しになりますのでご注意ください)

1 浄化槽設置届出書/設置調書の提出

浄化槽を設置するときは、浄化槽法第5条の規定により、「浄化槽設置届出書」を提出します(建築確認を要する場合は設置調書)。補助金交付申請の前に行います。

※ 複数の機関で審査するため、2～4週間ほど要します。早めにご相談ください。

※ 浄化槽の放流水を側溝や水路に流す場合は、その側溝・水路の管理者に必ず事前に確認して許可を得てください。

▼設置関係書類の提出先

・設置届出書の場合 … 東根市生活環境課 生活環境係

・設置調書の場合 … 東根市建設課 建築住宅係 または民間の指定確認検査機関

▼設置届出書/調書に必要な書類(3部作成)

① 浄化槽設置届出書/設置調書

※ 設置届出書の場合、うち2部を東根市長あて、1部を山形県知事あてとします。

② 法定検査申込書

※ 浄化槽法第7条・第11条に基づく水質検査(法定検査)の申込書。

③ 浄化槽設置に係る誓約書 ※ 3部とも東根市長あてとします。

(③-1 処理対象人員算定表 ※ JIS基準ただし書きを適用する場合のみ添付します)

④ 付近見取図(地図)

⑤ 型式適合認定書

※ 建築基準法第68条の10の第1項に基づく型式適合認定書など、浄化槽の構造が分かる書類。

⑥ 13条認定書

※ 浄化槽法13条または16条に基づく認定書の写し。

⑦ 35条認定書

※ 建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定書の写し。

ただし、この認定を受けていることが他の書類で確認できる場合は、省略可能。

⑧ 平面図・位置図(敷地内の建築物と浄化槽の配置図)

※ 流入から放流までの配管経路と放流先を明示したものを添付します。

⑨ 建築物の各階平面図

※ 各室の用途を記入したものを添付します。

⑩ 給排水管図 ※ 排水勾配を付記します。

⑪ 縦断面図 ※ 勾配の計算が行えるように記入します。

⑫ 地下浸透方式に関する申告書・地下浸透方式に関する調査票・地下浸透装置の図面

※ 放流水を地下浸透方式で処理する場合のみ添付します。

【!】申請者の押印が必要な書類(①設置届出書/設置調書 ②法定検査申込書 ⑩誓約書 ⑫地下浸透方式に関する申告書 など)は、同一の印鑑で押印してください。

2 補助金交付申請書の提出



▼交付申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書 <様式第1号>
 - ※ 補助金申請者と浄化槽設置者は、同一人物とします。
 - ※ 申請する補助金の項目に丸をつけ、表に事業費と補助金額を記載します。
 - ※ 浄化槽の設置条件(新築、建替え、転換、更新)によって、受けられる補助金が異なりますので、市担当者に確認のうえ記載してください。
 - ② 浄化槽設置届出書(または浄化槽設置調書)および添付書類一式の写し
 - ※ 図面には、宅内の配管・管きよの延長および勾配を明示します。
 - ※ 浄化槽法第7条・第11条に基づく水質検査申込書の写しが添付されていることを確認します。
 - ③ 浄化槽設置工事見積書 [原本]
 - ※ 事業費は、工事ごと(本体工事、宅内配管工事、二次処理施設工事、放流ポンプ工事、その他費用など)に分けて記載します。諸経費および消費税も同様です。
 - ④ 工事業者との工事請負契約書の写し
 - ※ 収入印紙を貼付し消印したものの写しを添付します。
 - ⑤ 浄化槽設置工事を実地で監督する浄化槽設備士の資格を有する事を証する書類の写し
 - ※ 浄化槽設備士免状の写しを添付します。
 - ※ 特別講習会受講者については、講習会修了証の写しも添付します。
 - ⑥ 登録証(国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証するもの)
 - ⑦ 登録浄化槽管理票(C票)
 - ⑧ 機能保証登録証
 - ⑨ 申請者本人の前年度分の納税証明書[原本]
 - ⑩ 請求書
 - ※ 日付と金額は空欄とし、補助金の振込先となる口座(本人名義)を記載します。
- 【！】申請者の押印が必要な書類(①補助金交付申請書 ④工事請負契約書 ⑩請求書)は、同一の印鑑で押印してください。**

3 補助金の交付決定通知

申請書類を受理後、適正な場合はおおよそ2週間で、申請者本人に「交付決定通知」が送付されます。交付決定通知の発布日から、着工できるようになります。

4 中間確認検査

基礎の養生が終わり、本体を据付する前の段階で、施工業者と市職員による中間検査を行います(申請者本人は立会不要)。日程調整のため数日前に市へご連絡ください。

▼中間検査での確認事項

- ①基礎の状況(碎石・捨てコン・基礎コンの厚さ、支柱の数とフープ筋の有無等)
- ②浄化槽本体(製造番号、認定番号など)

5 工事中から工事完了まで

工事内容の見直し等により、事業費(宅内配管工事費など)に増減が生じた場合、補助金の額が変更になることがあります。その場合、変更申請が必要になります。

工事の完了後、保守点検業者・清掃業者とそれぞれ業務委託契約を行い、浄化槽が使用可能となります。その後、実績報告書を提出してください。

6 実績報告書の提出

<工事完了後30 日以内もしくは当年度の3月10 日のいずれか早い日までに提出>

▼実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書 <様式第3号>
- ② 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ③ 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
※ ②と③は、収入印紙を貼付し消印したものを添付します。
- ④ 浄化槽設置工事費精算書(原本)
※ 事業費が申請時より増減していた場合、補助金の額に影響することがあります。
- ⑤ 合併処理浄化槽設置工事チェックリスト
- ⑥ 竣工図面、屋外配管の縦断面図
※ 図面には、宅内の配管・管きよの延長および勾配を明示します。
- ⑦ 施工の記録写真
※ 別紙「記録写真のポイント」を参考に、工事の各段階の写真を撮影します。
- ⑧ 浄化槽廃止届出書
※ 従前に使用していた浄化槽がある場合のみ
- ⑨ 浄化槽使用開始報告書
- ⑩ 住民票謄本
※ 工事完了から実績報告書提出の間(30 日以内)に取得したものを添付します。

【！】①実績報告書には、交付申請書と同一の印鑑で押印してください。

7 完了確認検査

<実績報告書の提出後、2週間以内に実施>

施工業者、申請者、市職員の立ち会いのもと、届出内容どおりの工事が行われたかどうかの検査を行います。

実績報告書の提出後、市担当者より施工業者に連絡がありますので、施工業者と申請者の間で日程調整をお願いします。

▼完了検査での確認事項

- ① 配管回り(浄化槽本体、配管、各種施設の施工が図面どおりかどうか)
※ キッチン、浴室、洗面所、トイレ等の水を実際に流して確認します。
- ② 浄化槽回り(かさ上げの高さ、上部スラブの厚さや水平、浄化槽の製造番号など)
- ③ その他必要な箇所

8 補助金の交付確定

実績報告書の書類検査と完了検査の結果、浄化槽の設置工事内容が補助事業として適正と認められたのち、申請者本人に「交付確定通知」が送付されます。

そして後日、指定口座に補助金が振り込まれます。

9 その他

- 以下のような場合は、お早めにご相談ください。
- ・工事途中で事業費に変更が生じた場合
 - ・補助金申請を取り下げる場合
 - ・年度内の工事完了が困難であると判断した場合



10 設置後の維持管理

浄化槽を使い始めた後も、浄化槽法に基づく維持管理を適正に行ってください。

(保守点検:年3~4回、清掃:年1回、法定検査:年1回)

※ 県の竣工検査等において、その年度に補助金を受けて設置された浄化槽の現地確認を行うため、検査対象として選ばれた際には、ご協力をお願いします。

※ 浄化槽の保守点検/清掃が適正に行われていない場合や、法定検査を拒否した場合、補助金を全額返還していただくことがあります。地域の水環境を保全するため、浄化槽の適正管理にご協力ください。

合併浄化槽設置の流れ

